

編集後記

- ◆加藤玄智先生の遺稿・小林健三委員の続稿と高木好次氏の評論とを掲載した。
- ◆附録として宮地巖夫氏の講話「外人の間に答へたる神道」と、蜷川新法学博士の抄訳「古き外人（の観たる）日本国民性」との二編を採用した。
- ◆宮地稿は表題で明瞭である。本稿は、宮地巖夫氏が、明治四十一年九月二十九日、華族会館において講演した口述の筆記録であることは、序に明文化されてゐる。
- ◆本書刊行の目的は、ともすると自虐性の強い同朋に対しても自信回復剤として一服盛つたとも考へられる。
- ◆口述の内容については、本稿一読すれば自づと了解せられる。明治開国以来の我国の成長躍進には眼を瞠るものがあつた。ホンモノの近代化を日本は果したのか！ それとも張子の虎にすぎないのか！ 日本躍進の理由は何か！ 異邦人の一部の人はこの点に興味深く寄せられたものだ。

くして今日まで教を乞ひ成長した。只今の段階では、日本は自信をもつて先頭に立つて、敗戦の焼跡から築き上げた地位の確保の秘密・原動力を、世界に向つて堂々と教授すべきではないか。何時までも卑屈に腰を屈め窮屈してゐるべき秋ではない、との声が外国の識者間に強い。

◆経済面では技術提携の形式で、或は経営学の面で、日本と異邦人は真剣に学んでゐることの報道されてることは御承知であらう。

◆経済面は第一線を走つてゐる日本も、省みて教育面・精神面では如何か。教育の点では我々の世代の者は到底理解しかねるやうな事態が低学年の学児童にまで及んでゐることは周知の通り。これ只々我々大人層がその大半の責任を反省痛感すべきで、児童が堕落・逸脱してゐるとしたら、吾人大人側こそが自責の念を痛感し潔く自省すべきだ。

◆扱て然らず神道は、現代の世界に対して訴ふべき点は何か。この点の空明と旗幟の鮮明こそが神道人の抱ふた宿命である。

◆蜷川新氏は国際法学者であり、戦後追放された。不当を難じつゝ大磯（神奈川県）に閑居して生涯を完うした。略歴で述べた如く、彼は戦後二十七年『天皇—誰が日本民族の主人であるか』を著し、天皇の戦争責任論を論じてゐる。真珠湾の急襲は国際法上の開戦に関する条約違反と断じ、「この無謀な戦争を宣言した人は、誰であつたか。それはじつに、天皇であつたのである」。米人キーナン検察長官は、「天皇が戦犯である証拠なし」と主張したが、濠州人ウエップは法律家として、天皇は戦争犯罪者也と決め付けた言を蜷川氏は是とする。

◆ 蜷川氏が以上の如く裁断する以上、当方は左の質問を発する。一體國際法学者である以上、憲法解釈に不足不備のあるは止むを得ないとしても、仮りに宣戰布國の詔に御璽を拒否されたとしたら、天皇は国会の議決、即国民の総意を否定され、帝國憲法の本質を無視し、独裁政治を強行されたことになる。この点の理解については如何に心得てをつたのであらうか。

◆ 更に極東軍事裁判の判事の一人、インド人パール氏には『日本無罪論』がある。フランスの人とオランダ人判事も亦同じてゐる事実に対して、蜷川氏は著書の中で終始評論を避けてゐるのは片手落ちだ。第一この裁判は二十年現在有効の國際法に依らず、早々に新制定したものを規準にしてのものであつてみれば、何をか云はん。悪魔・復讐の田舎芝居にすぎない。

◆ 引続いて別冊第一号チャンバレン『日本上古史評論』をお届けする。

(安津)

